

マネジメントリポート

2007年 11月

今回のテーマ： 信託法の改正と税務の取扱い

信託法が、大正11年の制定以来、85年ぶりに大改正されました。

1 信託法の改正ポイント

改正の内容は、受託者義務等の合理化、受益者権利行使の実効性および機動性を高めるための規律整備、多様な利用形態に対応するための制度の整備を中心におこなわれ、新しい種類の信託の創設が可能となりました。

<改正によるおもな新しい類型>

類 型	内 容	効 果
自己信託（平成20年10月より施行）	委託者＝受託者となる信託	事業部門を信託化することによる資金調達、実質的分社化
目 的 信 託	受益者の定めのない信託	SPCなどの株式を保有し、受益者が不存在とすることによりスキームの安定化
受益証券発行信託	受益権を表示する有価証券を発行する信託	通常の受益権とくらべ、受託者の承諾等が不要なため、受益権の流通性の向上
受益者連続型信託	一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託	委託者が意図しない人に受益権を相続させないことが可能

2 信託税務の改正ポイント

改正前は原則、信託財産に帰属する収入および支出については、受益者が特定されている信託は導管として取り扱われ、受益者が信託財産を所有するものとみなして受益者段階で課税するものとされていました。

改正により、税務上の類型が明確になりました。

税務上の類型	内 容	課 税 関 係
集団投資信託 退職年金等信託 特定公益信託等	合同運用信託・一定の投資信託・特定受益証券発行信託・年金信託・財産形成信託・特定公益信託	受益者段階で「受領時」課税
法人課税信託	上記の信託に該当しないつぎの信託 ・受益証券発行信託（特定受益証券発行信託除く） ・受益者が存在しない信託 ・法人が委託者となる信託のうち、一定の自己信託等 ・特定投資信託・特定目的信託	受託者を法人とみなして課税
受益者等課税信託	上記のいずれの信託にも該当しない信託	受益者段階で「発生時」課税

お見逃しなく！

1. 受益者連続型信託のうち、委託者があらかじめ受益権を取得する受益者の順位を定めた信託により、受益権を無償等により取得した場合には、あらたに受益者となる個人に対して、委託者またはその受益者の直前の受益者である個人から、遺贈または贈与により取得したものとみなして、相続税または贈与税が課税されます。
2. 信託上の受益者における損失の認識には制限がもうけられ、個人の場合は、信託にかかる不動産所得の金額の計算上、生じた損失はなかったものとされ、法人の場合は、信託にかかる損失のうち信託金額を超える部分の金額は損金算入できません。